

日高川町建設工事入札制度の主な改正点（R7.7.1～）

・発注基準額について

近年の建設工事費の高騰を踏まえた発注基準額の見直し。

改正前

（土木一式工事）

ランク	金 額 区 分
A	3,000 万円以上
A + B ランク	1,500 万円以上～3,000 万円未満
A + B + C ランク	500 万円以上～1,500 万円未満
A + B + C + D ランク	500 万円未満

（予定価格（税抜））

改正後

（土木一式工事）

ランク	金 額 区 分
A	3,000 万円以上
A + B ランク	1,500 万円以上～3,000 万円未満
A + B + C ランク	700 万円以上～1,500 万円未満
A + B + C + D ランク	700 万円未満

（予定価格（税抜））

・総合評価落札方式について

同ランク業者による公平な競争性を確保するため、総合評価落札方式の対象金額を変更。

改正前 1,500 万円

改正後 3,000 万円

・技術者の配置及び専任等に係る金額要件等について

近年の建設工事費の高騰を踏まえ、令和6年12月11日付け建設業法施行令の一部を改正する政令が公布、令和7年2月1日に施行されたことを受け、監理技術者等の配置に関する金額要件等を改正。

1. 監理技術者等の配置に関する金額要件

金額要件	改正前	改正後
監理技術者の配置を要する 下請代金額	4 5 0 0 万円以上 (建築工事は7 0 0 0 万円以上)	5 0 0 0 万円以上 (建築工事は8 0 0 0 万円以上)
主任技術者等の専任の配置 を要する請負代金額	4 0 0 0 万円以上 (建築工事は8 0 0 0 万円以上)	4 5 0 0 万円以上 (建築工事は9 0 0 0 万円以上)

2. 特定建設業の許可及び監理技術者の配置条件を求める入札参加資格条件について

金額要件	改正前	改正後
特定建設業の許可及び監理 技術者の配置を求める工事 の予定価格（税抜）	6 0 0 0 万円以上	7 0 0 0 万円以上